

一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構（英文名 Japan Sport Tourism Alliance。略称**ジャスタ**J S T A）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツツーリズムの普及定着により、地域間交流の活性化並びに訪日外国人の拡大につなげるため、広く地域、団体、企業、大学等のネットワーク構築を図り、国際スポーツ大会等の誘致をはじめ、地域づくり、旅行商品造成、人材育成、国内外への情報発信、調査研究等に関する事業を行い、地域経済の活性化、雇用機会の増大等わが国経済の発展並びにスポーツの振興、健康の増進、自然との共生等豊かな国民生活の向上に貢献し、もってスポーツ立国及び観光立国の実現に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツツーリズムに取り組む地域等の全国的なネットワークの構築
 - (2) スポーツツーリズムに関する地域プラットフォーム形成の支援
 - (3) 国際スポーツ大会等の誘致・開催に関する協力、援助、提言
 - (4) スポーツを活用した旅行商品の普及及び造成の支援
 - (5) 旅行先におけるスポーツ活動の利便性向上のための環境整備、提言
 - (6) 大学等と連携したスポーツツーリズム人材の育成、研修会の開催
 - (7) 国内スポーツ情報の集約、国内外への情報発信、講演会・イベントの開催
 - (8) スポーツツーリズムの推進に関する調査研究、各種表彰・顕彰、イベント後援
 - (9) 海外スポーツツーリズム組織との交流、海外視察旅行の実施
 - (10) その他公益目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、公益事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) マーケティング事業
- (2) 経済効果測定事業

- (3) 出版物等販売事業
- (4) 商品・人材等認定事業
- (5) その他前各号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、法人会員、自治体会員及び個人会員の3種とし、これら法人会員、自治体会員及び個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2. 入会は、社員総会が定める入会及び退会規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3. 法人会員及び自治体会員にあつては、法人又は団体の代表者として本法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4. 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき、会費を支払わなければならない。

- 2. 前項の会費については、その2分の1は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (4) 当該年度の年会費を、事務局が、書面または電磁的方法により、別に通知した期日までに支払わなかったとき。ただし、支払延期の申出があり、事務局が了解した時は別途支払期日を定めるものとする。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第11条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面又は電磁的記録に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2. 会長は、前条第3項第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面によって、又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第21条 社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面或いは電磁的方法により議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
3. 理事又は会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

理事 3名以上25名以内

監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とし、5名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。
3. 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
4. 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副会長は2名以内、専務理事は1名、常務理事は2名以内とする。
5. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
8. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2. 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
5. 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
6. 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
7. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

い。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と
その理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
3. 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

(名誉会長及び相談役)

第32条 この法人に、名誉会長及び相談役若干名を置くことができる。

2. 名誉会長及び相談役は、学識経験者等の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 名誉会長及び相談役は無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 理事会

(設置)

第33条 この法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度6回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
3. 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段に定めるものがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案 について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第26条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名（記名押印）しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第44条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及び収支予算書等（事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年後終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

2. この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則等)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程による

ものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併)

第49条 この法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散等により精算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第52条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定まる機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第57条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は設立の登記の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第25条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
 - (1) 理事
原田宗彦、高橋義雄、木田悟
 - (2) 代表理事たる会長
東京都新宿区高田馬場1丁目 5番20-204号
原田宗彦
 - (3) 監事
吉永憲
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第28条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
4. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立初年度の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、法人の登記の日から平成25年3月31日までとする。

設立時社員 1 住所 東京都新宿区高田馬場1丁目 5番20-204号
氏名 原田宗彦

2 住所 東京都板橋区徳丸四丁目19番3-710号
氏名 高橋義雄

3 住所 東京都杉並区梅里2丁目1番19号
氏名 木田悟

4 住所 東京都品川区大崎2丁目5番25号
氏名 吉永憲

以上、一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年4月4日

設立時社員 原田宗彦

設立時社員 高橋義雄

設立時社員 木田悟

設立時社員 吉永憲